

道路工事施行承認申請の手引き

令和3年4月

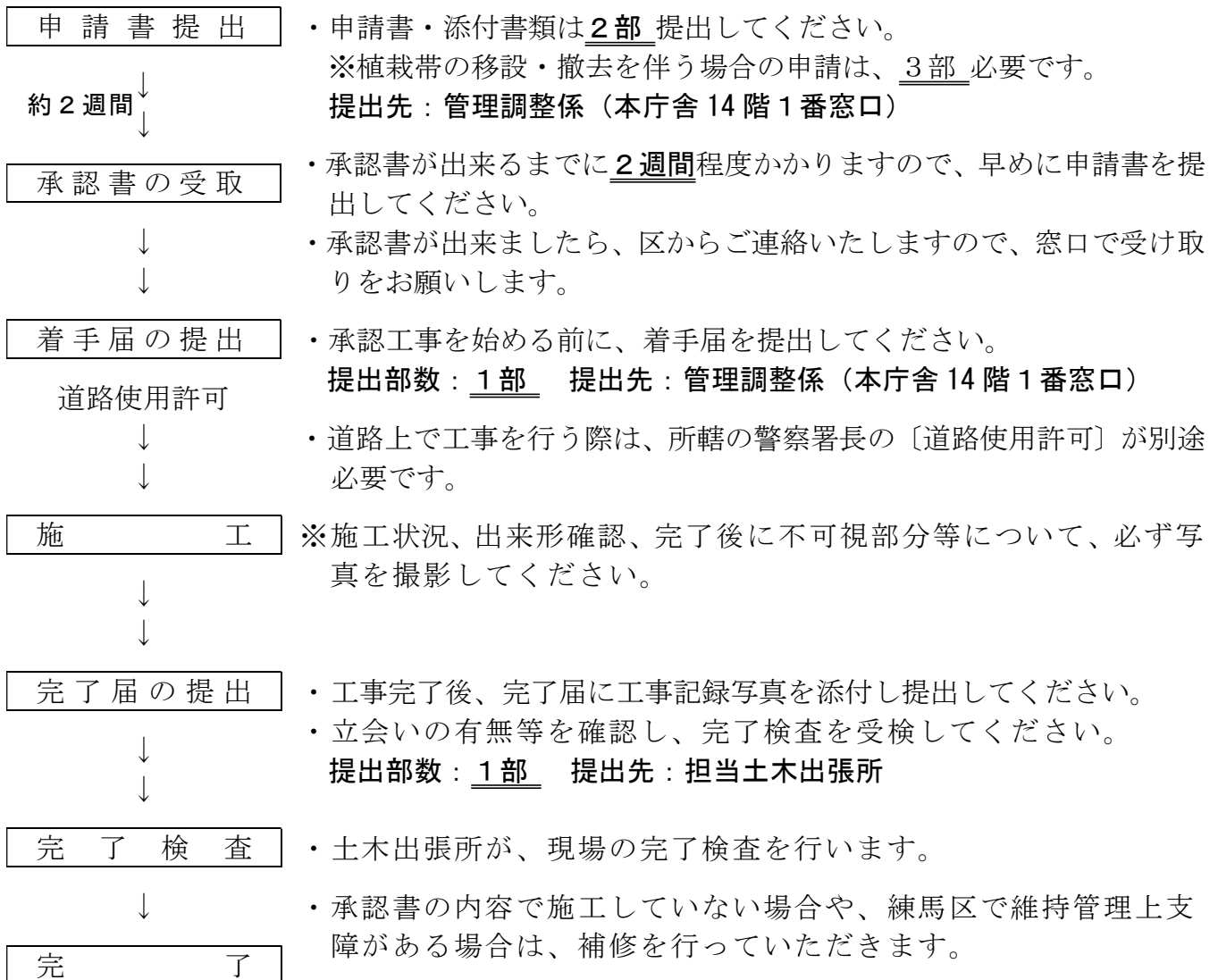
土木部 管理課 管理調整係（本庁舎14階1番窓口） 電話：03-5984-1305（直通）

練馬区が管理する道路に関する工事または道路の維持を行う場合には、事前に申請書を提出し、道路管理者（練馬区）の承認を受ける必要があります。（道路法第24条）

工事にかかる費用は申請者の負担になります。（道路法第57条）

また、所轄警察署長の道路使用許可が別途必要です。（道路交通法第77条（1号許可））

《道路工事施行承認のフロー》



事前相談、申請、承認書交付について、電話・メール・FAX・郵送でも対応いたします。
詳しくは、土木部 管理課 管理調整係（03-5984-1305）に電話でご相談ください。

《申請書類の記入について》

1 道路工事施行承認申請書（様式あり）

- (1) 申請者
- ・承認工事を必要とする方を記入してください。
通常は、建築主の方です。建築工事等に伴う一時的な仮設・撤去復旧等の場合工事施工者の申請が可能です。
 - ・申請者が個人の場合、【担当者】の欄は記入不要です。
 - ・申請者が法人の場合、【住所】の欄に主たる事務所の所在地、【氏名】の欄に法人名および代表者の氏名、【担当者】の欄に氏名および連絡先を記入してください。
- (2) 施工目的
- ・《新築に伴う車庫設置の為》、《駐車場設置の為》、《新築工事に伴う工事車両の出入りの為》等、具体的に記入してください。
- (3) 施工場所
- ・対象の道路の路線番号を記入してください。不明な場合は、提出時に窓口で確認し記入してください。
 - ・住所は、地番では無く住居表示で記入してください。
- (4) 工事概要
- ・《歩道切下げL=4.24m》、《L形側溝切下げL=4.24m》、《ガードパイプの撤去-2組》等、具体的に記入してください。
- (5) 工事期間
- ・承認工事に要する予定工事期間を記入してください。
 - ・建築工事等に伴う一時的な仮設・撤去等の場合は、建築工事等完了後、復旧完了するまでの期間を記入してください。
- (6) 施工方法
- ・承認工事を施工する業者名等を記入し、「請負」を丸で囲んでください。
 - ・工事用の仮設整備等、施工者が申請者と同一の場合は、「直営」を丸で囲んでください。その場合、【施工者】の記入は不要です。
 - ・【連絡先】の欄は、承認工事を担当する方の氏名 および連絡先（電話番号）を記入してください。また、連絡先が現場事務所の場合、本社の電話番号もあわせて記入してください。

～ 申請書の署名・押印について ～

これまで、申請の意思確認のため、申請者および施工者の押印を求めていましたが、令和3年4月から、申請書への押印は不要とします。

申請書を代理で申請される場合は、申請者の承諾や申請内容の確認を十分行ったうえで提出してください。申請後に虚偽が発覚した場合、現場の是正または承認の取り消しを行う場合があるのでご注意ください。

2 添付書類

- (1) 案内図 現地調査を行いますので、住宅地図等に工事場所を**朱書き**してください。
- (2) 平面図等 承認工事の内容および周辺の状況がわかるよう、寸法線を入れた**現況平面図・計画平面図**を作成してください。
新築の場合は「外構図」、駐車場設置等の場合は「設計図」等を使用し、工事対象物（歩道、ガードパイプ等）との位置関係が分かる図面を作成してください。
- (3) 構造図 施工する構造物の形状、寸法がわかるものを添付してください。舗装やガードパイプ等は、**練馬区標準構造図集**（※練馬区公式HP参照）を使用してください。
- (4) 同意書 必要に応じて、隣地所有者等の同意を証する書面（様式任意）を提出してください。（例）隣地に跨るガードパイプを撤去する時など
- (5) 現場写真 承認工事前の状況写真に、施工範囲を**朱書き**してください。
- (6) その他 承認工事の期間が6ヶ月間以上の場合は、工事工程表を添付してください。また、内容によって、上記以外の書類を添付していただく場合があります。

《その他注意事項》

- ・承認工事内容、工事期間を変更する場合は、変更申請が必要です。
- ・施工内容に植栽を含む場合は、原則として移植が必要です。できるだけ樹木の移植を伴わないような検討をお願いします。
- ・施工箇所がバス通りや交通量の多い道路（主要区道）である場合、道路使用許可に添付する保安施設図等を着手届とあわせて提出していただきます。
- ・承認書の交付前に、道路使用許可申請書に区の確認印を押すことはできません。
- ・工事内容については、申請前の事前相談も可能です。相談の際は、現地の写真や建築計画がわかる資料をご準備ください。
- ・承認工事により下記施設に影響がでる場合、手続き等について事前に確認をしてください。
 - 境界標杭 練馬区 土木部 管理課 道路台帳係 電話番号：03-5984-1959
 - 公共汚水柵 東京都 下水道局 練馬出張所 電話番号：03-5999-5650
 - 交通標識 警視庁 練馬警察署 電話番号：03-3994-0110
 - 光が丘警察署 電話番号：03-5998-0110
 - 石神井警察署 電話番号：03-3904-0110

【承認工事担当部署】

土木部 管理課 管理調整係（本庁舎 14 階 1 番窓口）

電話番号：03-5984-1305（直通）

F A X：03-5984-1224

メールアドレス：DOBOKUKANRI03@city.nerima.tokyo.jp

【土木出張所】

東部土木出張所

管轄地域：郵便番号 176・179 の地域

住 所：練馬区豊玉中 3-28-8（2 階）

電話番号：03-3994-0083（直通）

西部土木出張所

管轄地域：郵便番号 177・178 の地域

住 所：練馬区石神井町 3-30-26（石神井庁舎別館 3 階）

電話番号：03-3995-0083（直通）